

行方市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 24 日

行方市長

鈴木 周也

行方市条例第 3 号

行方市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例

行方市役所の位置を定める条例(平成 17 年行方市条例第 1 号)の一部を次のように改正する。

本則中「行方市役所の位置を，」を「地方自治法(昭和22年法律第67号)第 4 条第 1 項の規定に基づき，行方市役所の位置を」に，「麻生1561番地の 9」を「井上藤井98番地 8」に改める。

附 則

この条例は，規則で定める日から施行する。